

幸福について考えるワークショップ事業 企画提案実施要領

平成 31 年 4 月

岩手県政策地域部政策推進室

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「幸福について考えるワークショップ事業」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務概要

- (1) 業務件名及び数量
「幸福について考えるワークショップ事業」一式
- (2) 委託期間
委託契約日から平成32年3月31日まで
- (3) 仕様書
資料2「仕様書」のとおり
- (4) 委託料上限金額
1,777千円以内（税込）

2 応募要件

本業務の参加者は、次の要件を全て満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

- (1) 過去において、岩手県内外で本業務と同等の実施実績があるなど、事業の実施に十分な能力及び体制があると認められること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※なお、県は、役員等が暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (6) 企画提案参加申込書提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) (6)に規定する期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止

又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続等に関する事項

- (1) 提出及び問い合わせ先

岩手県政策地域部政策推進室評価担当（岩手県庁 8 階）

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号

電話：019-629-5181 FAX：019-629-5254

電子メールアドレス：AA0001@pref.iwate.jp

- (2) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

企画コンペ実施要領等に関する質問は、下記により受け付ける。

ア 受付期間

平成 31 年 5 月 7 日（火）午後 5 時まで

イ 提出方法

【様式 1】「実施要領等に関する質問票」に記入の上、電子メール又は F A X により提出すること。

ウ 回答方法

全ての質問事項と回答事項をとりまとめ、岩手県公式ホームページに掲載する。

エ 回答期日

平成 31 年 5 月 9 日（木）まで

- (3) 参加届出書類の提出

参加者は、次の提出期限までに参加届出書類を 3 の(1)まで持参又は郵送により提出すること。

ア 参加資格確認申請書類

共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ様式 3 を提出すること。

【様式 2】企画コンペ参加届出書

【様式 3】団体等概要及び類似事業の実績等

イ 提出期限

平成 31 年 5 月 13 日（月）午後 5 時まで

- ・ 持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に 3 の(1)に直接提出すること。
- ・ 郵送の場合は、期限までに 3 の(1)に必着とする。

ウ 提出期限までに提出しない者は、企画コンペに参加することができないものとする。

エ 資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、企画コンペ参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画コンペ提案を無効とすることがある。

- (4) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を下記により提出すること。

なお、参加者 1 者につき 1 提案とし、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出等は認めない。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書【様式5】

(イ) 積算書【任意様式】

本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした内容の積算書を作成すること。

なお、積算した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の108に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

(ウ) その他参考になる書類

イ 提出期限

平成31年5月20日（月）午後5時まで

ウ 提出先

岩手県政策地域部政策推進室評価担当（住所等は上記「3(1)」を参照）

エ 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

オ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、平日の午前9時から正午まで及び、午後1時から午後5時まで。

郵送の場合は、封筒に企画提案書在中と朱書きし期限までに必着のこと。

なお、以下のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

(ア) 提出期限を過ぎて提出された企画提案

(イ) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する企画提案

(ウ) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない企画提案

(エ) その他企画コンペに関する条件に違反した企画提案

(5) 企画コンペへの不参加

企画コンペ参加申請書を提出した者が、企画コンペへの参加を途中でとりやめる場合には、【様式4】「企画コンペ参加辞退届」を、上記「3(1)」まで持参又は郵送により申し出ること。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

企画提案の審査は、資料3「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行う。

なお、積算書の内容が、上記「1 本業務概要(4)」の予算額を超えている場合は、審査対象とならないものとする。

(2) 企画提案選考委員会の開催

※詳細は別途通知するもの。

ア 開催日等 (予定)

平成 31 年 5 月下旬

イ 開催場所 (予定)

岩手県庁内 (〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号)

ウ 開催方法等

(7) 審査は参加者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づいて実施する。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオの使用は認めるが、追加資料等を提出することは認めない。

(4) ビデオ、プロジェクター等の機材を使用する場合には、事前に申し出ることとし、この場合の機材は参加者の持ち込みとする。

(5) プレゼンテーションの時間は、1 者あたり 20 分 (説明 10 分、質疑応答 10 分) とする。

(3) 受託候補者の決定

ア 県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第 1 順位の受託候補者を決定する。なお、審査の経過については、公表しないものとする。

イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第 1 順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約等

県は、委託候補者と日程、事業内容、経費等について調整した上で、再度、当該業務委託契約に係る見積りを徴収し、契約締結交渉を行う。ただし、委託候補者に事故等があり、見積り徴収が不可能となった場合などは、次点者を委託候補者とし、見積りを依頼する。

6 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 企画コンペに関し、参加者が提出した書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

(2) 企画コンペ参加経費

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。